



**「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」
に係る一般競争入札**

（総合評価落札方式）

入札説明書

2020年10月8日

独立行政法人**情報処理推進機構**

目 次

I. 入札説明書.....	1
II. 契約書.....	6
III. 仕様書.....	15
IV. 入札資料作成要領.....	26
V. 評価項目一覧.....	33
VI. 評価手順書.....	38
VII. その他関係資料.....	42

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2020年10月8日付け公示）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところにより実施する。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 作業の名称 デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）
- (2) 作業内容等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (4) 入札方法 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、
 - ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (4) 提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
 - ② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
 - ③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会の日時及び参加方法

- (1) 入札説明会の日時
2020年10月13日（火） 14時00分
- (2) 入札説明会の参加方法
Web会議ツールを用いて実施する関係上、参加者のメールアドレス宛へ招待メールを送信する必要があるため、10月12日（月）12時00分までに14. (4)の担当部署に電子メールにより申し込むこと。

5. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間
2020年10月14日（水）から2020年10月26日（月） 15時00分まで。
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。
- (3) 担当部署
14. (4)のとおり

6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

- (1) 受付期間
2020年10月29日（木）から2020年10月30日（金）
持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。
- (2) 提出期限
2020年10月30日（金） 17時00分必着。
上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
- (3) 提出先
14. (4)のとおり。
- (4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式 2	1 通
②	入札書（封緘）	様式 3	1 通
③	提案書	—	4 部
④	評価項目一覧	—	4 部
⑤	令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1 通
⑥	提案書及び評価項目一覧の格納された電子媒体	—	1 式
⑦	提案書受理票	様式 4	1 通

(5) 提出方法

- ① 入札書等提出書類を持参により提出する場合
入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載するとともに「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編） 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載し、かつ、「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編） 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。
- ② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合
二重封筒とし、表封筒に「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編） 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(6) 提出後

- ① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

② ヒアリングを次の日程で実施する。

日時：2020年11月4日（水）10時30分～17時30分の間（1者あたり1時間を予定）

場所：東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構 会議室C

なお、ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。また、感染症予防対策のため、電子メールや Web 会議等の手段によるヒアリングを行う場合がある。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2020年11月9日（月） 14時00分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構 会議室C

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする可能性がある。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要（Ⅱ. 契約書 契約書案を参照）

12. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

13. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 富田 達夫

14. その他

(1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。

(3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書を提出するものとする。

(4) 入札説明会への参加申込み、仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構 社会基盤センター人材プラットフォーム部

スキルトランスフォーメーショングループ

担当：今村、神谷

TEL：03-5978-7544

E-mail : ikc-sx-2020chousa@ipa. go. jp

なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。

(5) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構 財務部 契約・管財グループ 担当: 斎藤、清水

TEL : 03-5978-7502

E-mail : fa-bid-kt@ipa. go. jp

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

Ⅱ. 契約書（案）

20〇〇情財第 xx 号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「請負業務」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによるのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第8条 甲は、第4条の規定により納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実

- を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。
- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
 - 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

- 第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。
- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
 - 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
 - 一 修補等が不能であるとき。
 - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
 - 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
 - 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。
 - 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

- 第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第13条 甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がそのを超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。
- 4 乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに必要な措置を講ずると

ともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。

- 5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき（委託業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 6 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。
- 7 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 8 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権）

第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受け権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28 条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に予定される成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2020年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
 - 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」

事業内容（仕様書）

独立行政法人**情報処理推進機構**

事業内容（仕様書）

1. 件名

「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、2018年度に実施した「デジタル・トランスフォーメーション(以下、「DX」という。)推進人材の機能と役割のあり方に関する調査」(<https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20190412.html>)に続き、2019年度には「DX推進に向けた企業とIT人材の実態調査」事業として、企業におけるDX取組状況や先進事例、及び先端デジタル領域において不足が懸念されるIT人材の学び直しや流動実態等の調査を実施し、その結果を報告書として公開する(https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20200514_1.html)など、IT人材の変革という視点から我が国における第四次産業革命の推進に資する取り組みを行ってきた。

これらの調査を通じて抽出された本質的な課題は、今後ますますデジタル化が進む中において、企業の方向性や個人のあるべき姿、及び両者の新たな関係性が描けていないということと集約される。すなわち、第四次産業革命の実現のためには、デジタル技術の有効活用もさることながら、事業や経営そのものをどう変革するかという視点や、それを推進するための基盤となる人や組織のマネジメントのあり方そのものの変革も重要なポイントであることが明らかとなった。

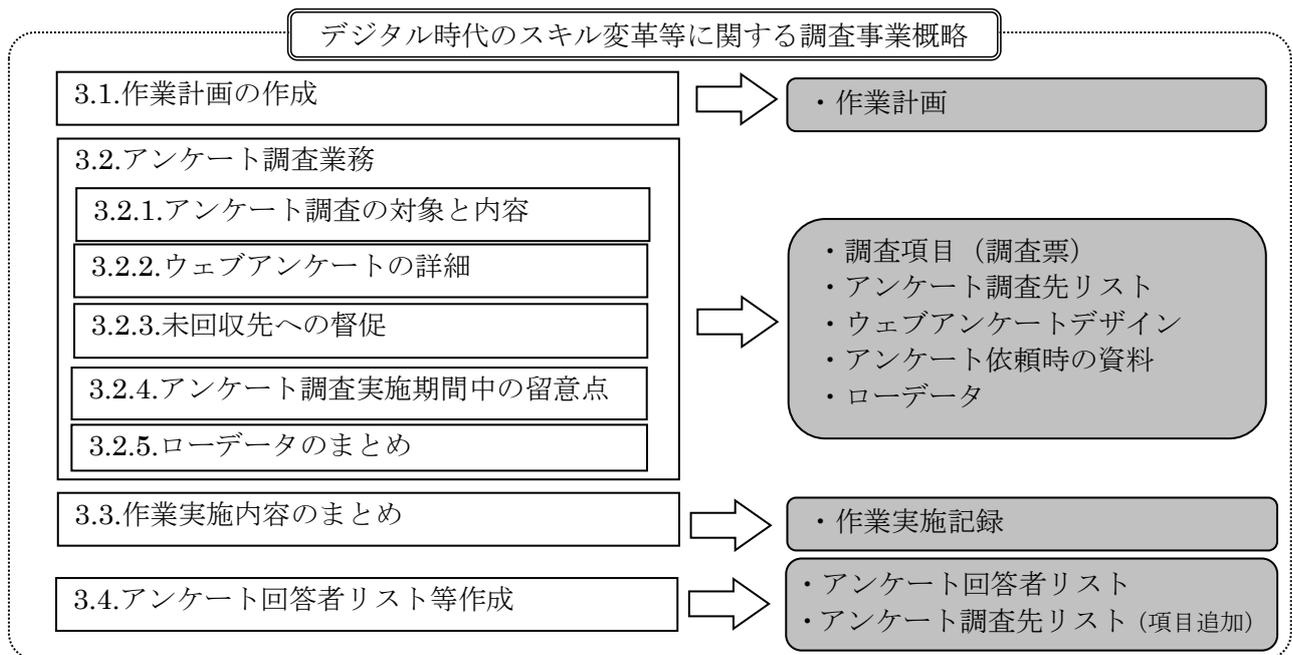
また、IPAは、IT市場動向を継続的に把握しIT業界の動向に起因するIT人材の調査・分析結果をメッセージとして広く周知させると同時に、今後のIT人材に関する施策の立案などの基礎資料とするための調査を実施してきた。

これらを踏まえ2020年度においては、これまでの調査の経年変化を追うと同時に、DXに閉じず広く変革を推進していく上での組織や人材のマネジメントのあり方等についてさらに深掘りした調査を国内の企業に対して行うこととした。

本調査結果を報告書や各種啓発資料としてとりまとめ公開することにより、今後の産業界の活性化や各種政策立案に活用されることを目的とする。

3. 事業内容

デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）（以下「本事業」という。）では、「2.背景・目的」の内容実現に向けて、アンケート調査を実施し、その結果を取り纏める事が主な業務となる。付随業務として、本事業に関する打合せを含めた作業の記録およびアンケート回答者のリストを作成する。本事業の概略は図1のとおりである。



※網がけは主なアウトプット。中間提出物や納入物件については各章及び「6. 3 納入物件」を参照のこと。

＜図 1 本事業概略＞

3.1. 作業計画の作成

- ・ 請負者は本事業の具体的な作業計画を、契約締結後 1 週間を目処に作成し、IPA の承認を得てから、アンケート調査等を実施する。
- ・ 作業計画に記載する作業項目は、以降に記載する「3.2 アンケート調査業務」～「3.4 アンケート回答者リスト等作成」を網羅する。
- ・ 作業計画にはアンケート調査の実施方法・環境、未回収先への督促方法についても具体的な内容についても記載する。

3.2. アンケート調査業務

3.2.1. アンケート調査の対象と内容

国内の企業（IT 企業、ユーザー企業）を対象として、アンケート調査業務を行う（表 1 参照）。アンケート調査を実施するにあたっては、調査対象の選定、調査票の作成、アンケートの実施と回収、ローデータとりまとめを行う。取り纏めた結果が白書原稿執筆において有用に利用できる精度の高いものであり、調査対象間での有意な動向比較が可能となるようにすること。

調査方法は、ウェブを使用したアンケート（以下「ウェブアンケート」という。）を主として実施する。また、ウェブアンケートに加えて、その他有効な方法も可とする。ウェブアンケート以外の方法（郵送、電子メール等）を利用（併用含む）する場合は、請負者側にてその理由やメリットを示した上で、IPA と協議の上で決定する。ウェブアンケートの詳細については 3.2.2 を参照。

＜表 1 調査一覧＞

NO	調査種類	調査依頼 送付数	有効回答件数・回収率
1	IT 人材動向調査（IT 企業向け）	3,200 社以上	800 件以上 かつ 25%以上
2	IT 人材動向調査（ユーザー企業向け）	3,200 社以上	800 件以上 かつ 25%以上

3.2.1.1. IT 企業向け IT 人材動向調査

(1) 調査の目的

IT 企業を調査対象とする調査を実施し、IT 企業における IT 人材の動向、及び、デジタルビジネ

スの推進（※1）においてデジタル変革時代に対応した IT 人材の動向を明らかにする。

（※1）デジタルビジネスの推進とは、新しいデジタル技術を活用し、戦略的に新たな付加価値を生み出していくことを実施すること。

(2) 調査対象

- ・ 国内の IT 企業を対象とし、回答者は全社的な立場で IT 関連業務に携わる人材の育成・採用等を行う責任者、及び、デジタルビジネスの推進においてデジタルビジネスを推進する人材の状況を把握している責任者（以下「デジタルビジネス推進責任者」という。）を想定する。
- ・ 調査の継続性の観点から、2019 年度 IT 人材白書調査回答 IT 企業約 1,300 社の送付先情報を、請負者決定後 1 週間以内に IPA が提供する。
- ・ 請負者は IPA が提供する送付先情報以外の調査先候補を用意し、IPA と協議の上、調査先を決定する。調査先の候補としては IT 関連企業の業界団体（JISA、JUAS、CSAJ、JEITA 等）の会員企業などが考えられる。

(3) 調査規模

- ・ 送付数 3,200 社以上とする。なお、調査先の移転等により調査票の不達が判明した場合は送付数にカウントせず、新たな調査先に送付する。
- ・ 有効回答件数は 800 件以上かつ回収率を 25%以上とする。このうち、デジタルビジネス推進責任者からの有効回答結果が 50 件以上あることとする。
- ・ 有効回答とは原則として調査票の必須項目全てに回答があるものとする。ただし、デジタルビジネス推進責任者からの回答の有無等を考慮する必要があることから、設問の回答パターンにより最終的に IPA と協議して決定する。

(4) 設問数と設問内容

- ・ 設問数は 50 問から 55 問程度を想定する。
- ・ 設問案（択一・複数選択等の回答方法を含む）は IPA が作成するが、アンケートの種別やレイアウトに応じた問い方に変更するなど、適切に文章校正を行い、ウェブアンケート調査項目に反映する。
- ・ 設問内容は 2019 年度 IT 人材白書調査の調査票を参考にする。
<http://www.ipa.go.jp/jinzai/jigyuu/hakusyo2019.html>（※2）

参考：2019 年度 IT 人材白書調査アンケート（IT 企業向け）規模等

- ・ IT 人材動向調査（IT 企業向け）：送付数 3,000 社、回収率 33.2%
- ・ IT 企業向け（3,000 社）とユーザー企業向け（3,000 社）を合わせた回収率平均 30.3%

3.2.1.2. ユーザー企業向け IT 人材動向調査

(1) 調査の目的

ユーザー企業を調査対象とする調査を実施し、ユーザー企業における IT 人材の動向、及び、デジタルビジネスの推進においてデジタル変革時代に対応した IT 人材の動向を明らかにする。

(2) 調査対象

- ・ 国内のユーザー企業を対象とし、回答者は自社内の IT 活用や情報システムを企画・管理・運営する人材の状況を把握している責任者、及び、デジタルビジネス推進責任者を想定する。
- ・ 調査の継続性の観点から、2019 年度 IT 人材白書調査回答企業約 1,400 社の送付先情報を IPA が提供する。
- ・ 請負者は IPA が提供する送付先情報以外の調査先候補を用意し、IPA と協議の上、調査先を決定する。調査先の候補としては「IT 部門」を設置するユーザー企業の業界団体（JUAS、JEITA 等）の会員企業などが考えられる。

(3) 調査規模

- ・ 送付数 3,200 社以上とする。なお、調査先の移転等により調査票の不達が判明した場合は送付数にカウントせず、新たな調査先に送付する。
- ・ 有効回答件数は 800 件以上かつ回収率を 25%以上とする。このうち、デジタルビジネス推進責任者からの有効回答件数が 80 件以上あることとする。
- ・ 有効回答とは原則として調査票の必須項目全てに回答があるものとする。ただし、デジタルビジネス推進責任者からの回答の有無等を考慮する必要があることから、設問の回答パターンにより最終的に IPA と協議して決定する。

(4) 設問数と設問内容

- ・ 設問数は 50 問から 55 問程度を想定する。
- ・ 設問案は IPA が作成するが、アンケートの種別やレイアウトに応じた問い方に変更するなど、適切に文章校正を行い、ウェブアンケート調査項目に反映する。
- ・ 設問内容は 2019 年度 IT 人材白書調査の調査票を参考にする。(※2)

参考：2019 年度 IT 人材白書調査アンケート（ユーザー企業向け）規模等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ IT 人材動向調査（ユーザー企業向け）：送付数 3,000 社、回収率 27.4% ・ IT 企業向け（3,000 社）とユーザー企業向け（3,000 社）を合わせた回収率平均 30.3% |
|---|

3.2.1.3. 調査対象に関する補足事項

- (1) 調査先の選定等に必要な情報は、信頼できる企業情報データベース等を必要に応じて利用すること。
- (2) 各調査において適切な回答と高い有効回答件数が見込める宛先情報を適用すること。
- (3) 原則として、調査対象での調査先の重複はないものとする。
- (4) IPA が提供する 2019 年度 IT 人材白書調査回答情報
 - ・ 「3.2.1.1. IT 企業向け IT 人材動向調査」（以下「3.2.1.1. IT 企業向け調査」という。）と「3.2.1.2. ユーザー企業向け IT 人材動向調査」（以下「3.2.1.2. ユーザー企業向け調査」という。）に示した 2019 年度 IT 人材白書調査回答情報には企業名・部署名・所在地・過去の回答状況（以前の情報がある場合）が含まれるが、電話番号や担当者名等の情報はなく、また、過去の調査時の情報であるため最新ではない可能性がある。
 - ・ 請負者は同回答情報と請負者が用意した調査対象の突き合わせ、他の調査区分の調査対象との重複チェック、優先度の判定等を行い、整理した上で最終的な調査対象を IPA と調整すること。
- (5) IPA による調査対象確認・選定
 - ・ 上記(1)～(4)の作業後、IPA が調査対象を確認・選定できる作業時間について確保すること。
 - ・ 調査対象を効率的に確認・選定できるような方法を講じること。
- (6) 調査先リストの作成
 - ・ 上記(5)で確定したアンケート調査先リストを Excel で作成する。形式は 2019 年度 IT 人材白書調査回答情報に準じたものとするが、IPA が提供した回答情報に相当する情報が明確になるようにする等、詳細は IPA と調整すること。

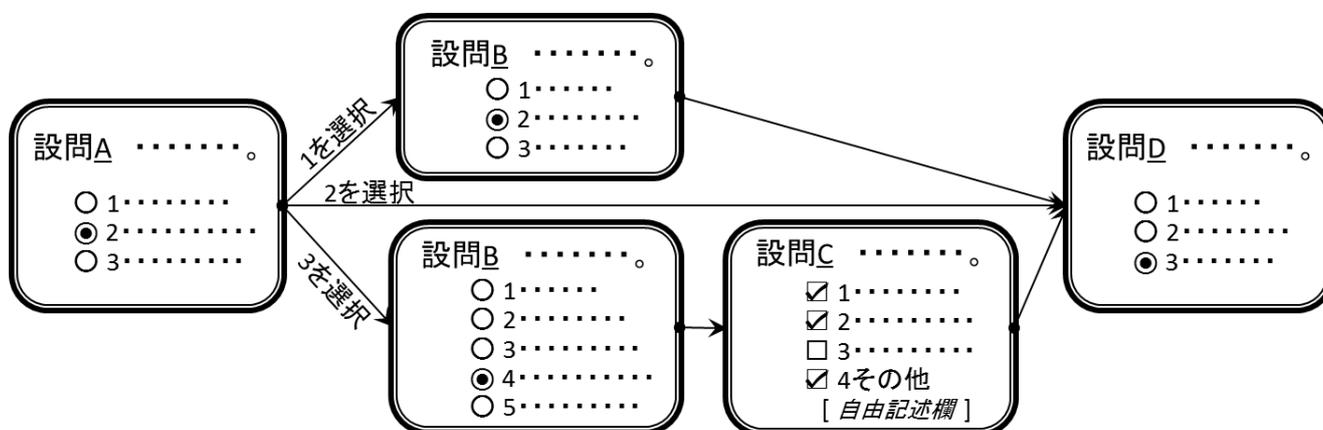
3.2.2. ウェブアンケートの詳細

- (1) ウェブアンケートの環境
 - ・ ウェブアンケートを実施するにあたっての環境は、テスト環境も含め、請負者が用意する。
 - ・ 本事業の調査対象者が回答できる環境とし、また、過去に多数のアンケート調査を実施した実績のある環境であること。
- (2) ウェブアンケートの作成
 - ・ 「3.2.1.1. IT 企業向け調査」、「3.2.1.2 ユーザー企業向け調査」で作成したアンケート調査項目をウェブアンケート環境に構築する。
- (3) ウェブアンケート回答依頼方法
 - ・ 調査対象企業に対して調査回答依頼を行う。依頼はログイン ID やパスワード、URL 等を通知する方法で行う。例年、角形 2 号封筒封書による A4 の書面を郵送することにより依頼しているが、その他の有効な依頼方法でも可とする。
 - ・ 調査回答依頼の URL 等の通知文書のほか、調査に協力してもらいやすくするための説明資料、IPA 関連パンフレット（10 種程度 A4 サイズ（A3 二つ折りを含む）を想定）等を同封する。文書や説明資料の内容は IPA 協議の上作成・印刷し、封入すること。IPA 関連パンフレットについては IPA から提供する。なお、同封する資料は IPA 関連パンフレットを除き、調査回答依頼時に使用する資料一式として納入物件とする。
 - ・ ウェブアンケートのみの回答を想定しているが、過去の調査実績から、調査先の事情や要望があった場合を想定して、ウェブアンケート画面から Excel によるアンケート調査票をダウンロードできるようにし、また、回答を回収できるようにすること。
- (4) ウェブアンケートの必須機能
 - ・ 表 2 に示す機能は必須とし、回答時の利便性を考慮した画面・機能設計を行うこと。
 - ・ 図 2 のイメージに示すように、回答内容による条件分岐を設定するとともに、入力条件に応じ

たエラーチェックや不正な値の判定等ができるようにすること。

<表2 ウェブアンケートの必要機能>

ウェブアンケートの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「全設問一覧の印刷機能」 ・「回答内容の一時保存・中断」 ・「回答結果の確認及び印刷」 ・「設問・選択枝の自動分岐表示」 ・「入力に対するエラーチェック」 ・「進捗/回答率等の可視化」 ・「進む/戻るボタン」 ・「Excelによるアンケート調査票のダウンロード」
IPA側の管理機能	<p><必須機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「回答状況（完了/途中/未実施）の把握」 <p><望ましい機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「回答の途中保存日時/完了日時/回答作業時間の把握」 ・「回答結果（ローデータ）のダウンロード」



<図2 設問の条件分岐イメージ>

(5) ウェブアンケート回答導入方法

- ・ 調査対象企業が、調査回答依頼の文書に記載された URL、ログイン ID やパスワード等でウェブアンケート回答画面に行けるようにする。なお、IPA ウェブサイト上に本ウェブアンケートを実施している旨、掲載するとともに、請負者の用意するウェブアンケート用外部サイト（ログインページ）の URL 等を掲載する予定。
- ・ ログイン後、ID に紐づいた送付先情報（宛名等）を表示する。
- ・ 画面デザイン等は IPA と協議の上決定する。

(6) ウェブアンケートで回答できない企業への対応

- ・ 諸般の事情によりウェブアンケートでは回答できない企業のために、Excel によるアンケート調査票を作成する。アンケート調査票のレイアウト等は IPA と協議の上決定する。
- ・ Excel によるアンケート調査票はウェブアンケート画面からのダウンロード以外に、請負者が電子メール等の方法で調査対象企業に送れるようにする。
- ・ 請負者は Excel によるアンケート調査票を回収し、データ入力する。（過去の実績から 100 件程度発生する見込み）

(7) ウェブアンケート実施上の留意点

- ・ IPA 側で事前のテストやチェックが可能な予備 ID 及び調査対象ごとに十分な予備 ID を用意すること。
- ・ 予備 ID を使って IPA から直接調査先に回答依頼する場合がある。その際、予備 ID による回答についても、ローデータ化できるようにすること。
- ・ 請負者及び IPA がウェブアンケート（必須項目、分岐、選択方式等）及び Excel によるアンケート

ート調査票（ボタン、プルダウン機能等）の入力項目テストを実施し、IPA が了承した後、アンケートを実施すること。

3.2.3. 未回収先への督促

- (1) 有効回答件数を高めるため、請負者は未回収先への督促等を行う。そのため、調査開始前に調査対象ごとに所定の有効回答件数以上となるように具体的な回収方法やスケジュールを策定し、作業計画に取り纏めた上で、IPA の承諾を得て調査業務に着手する。
- (2) 回収方法やスケジュールに変更やズレが生じる場合は、直ちに IPA に相談の上対応する。
- (3) 督促コールを実施する場合は、実施前に調査先の状況を想定した応答のトークスクリプトを作成の上、IPA と調整する。
- (4) 葉書による督促を実施する場合は、ログインに必要な情報を盛り込み、安全性確保のため、圧着葉書等を利用する。

3.2.4. アンケート調査実施期間中の留意点

- (1) アンケート実施期間中においても、設問や分岐条件等に重大な不具合等が発見された場合には、適切に対応すること。
- (2) アンケート調査用の電話を用意するとともに、アンケートに対する問合せについて、問い合わせ窓口を用意して対応すること。問い合わせ内容は IPA と情報共有し、調査項目や設問意図に関することは、IPA と相談し対応すること。
- (3) アンケート調査開始日から締切日まで、毎日（土曜日・日曜日を除く）、最新の調査先の回答の有無の状況を、調査種類毎に IPA が確認できるようにすること。
- (4) アンケート実施期間中は、原則として常時ウェブアンケートが稼働状態であることが望ましい。メンテナンス等で利用できない場合がある際は、事前に告知の上、通常回答される時間帯を十分考慮して、調査先に極力支障がでないように努めること。また、通常回答される時間帯に障害の発生等があった場合は、速やかに復旧対応を行うこと。当該時間帯に 1 時間以上利用できないなど回収への影響が大きいと IPA が判断する場合は、請負者の責任で、スケジュールの調整や調査先への対応など、影響を小さくするための措置を IPA と協議の上で決定すること。
- (5) アンケート調査終了後（締切後）に回答が到着した場合は、IPA へ報告の上、取り扱いについて協議すること。回答結果をローデータ化しない場合においても、礼状等の送付に必要な情報については、適切に扱うこと。

3.2.5. ローデータのまとめ

- (1) 「3.2.1.1. IT 企業向け調査」、「3.2.1.2 ユーザー企業向け調査」に対応したローデータを作成する。
- (2) ローデータに対して設問の分岐条件やエラーのチェック等を行う。
- (3) ローデータ（アンケート回答、個票をまとめたもの）のうち、マルチアンサーについてのデータ構成は、ゼロイチ形式のデータを生成する場合と、複数の選択肢をカンマ区切りで一つのデータ列にまとめる場合の、2 種類の場合のローデータを生成する。
- (4) 中間提出物として、アンケート調査の実施中にローデータを提出する。提出時期は IPA と協議のうえ決定する。
- (5) 中間提出物の最終版として、各アンケート調査の終了後から原則、5 営業日以内に IPA にローデータを提出する。なお、5 営業日以内に提出したローデータに修正が発生した場合は速やかに IPA に連絡し IPA と協議のうえ調整する。

3.3. 作業実施内容のまとめ

本事業実施において検討した内容等を、次の内容を含む作業実施記録としてまとめる。詳細な内容等については、IPA と協議の上決定する。

- ・調査概要（各調査毎の目的、方針、調査方法と効果等）
- ・調査方法についての総括・課題
- ・今後の調査についての提言

3.4. アンケート回答者リスト等作成

- (1) アンケートに協力いただいた企業等に対して、後日 IPA から礼状等を送付することができるよ

う、回答のあった企業等のアンケート回答者リストを、調査種類毎に Excel 形式にて作成し提出する。

- (2) アンケート回答者リストの構成は郵便番号・所在地・企業等名・部署名・回答方法とするが、詳細は IPA と調整する。
- (3) 3.2.1.3(6)で示したアンケート調査先リストに回答の有無及び宛先不明等で戻ってきた場合の理由等を追記したものを作成し提出する。

4. 事業の実施体制

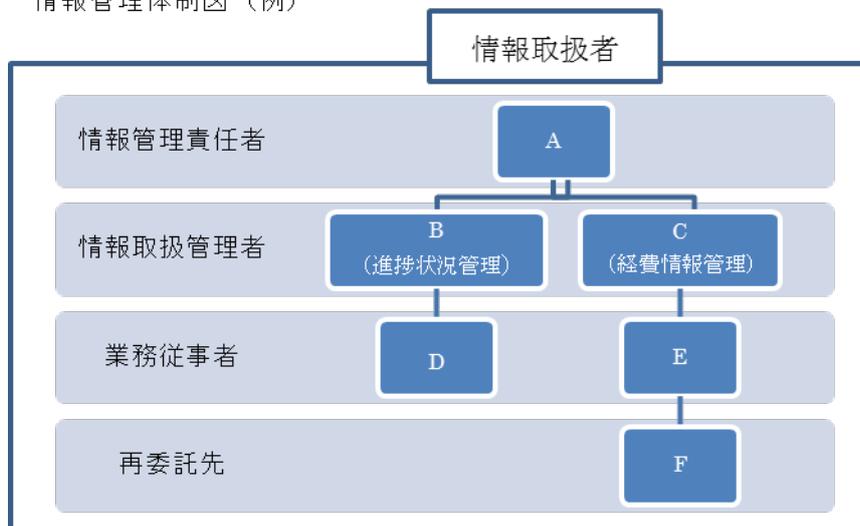
4.1. 作業担当者・体制

- (1) プロジェクトリーダー及び主担当者は、IT に係る動向調査や IT 人材に関する類似業務（調査等）の経験があること。
- (2) プロジェクトリーダー及び主担当者は、効果的な調査方法及びアンケート回収方法に関する十分な知識及びスキルがあること。
- (3) 調査票の形式チェックを行うため、アンケート調査業務に3年以上従事した経験を有する者を配置すること。
- (4) プロジェクトリーダー又は主担当者は、情報セキュリティ対策の観点から、情報処理の促進に関する法律に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士試験に合格した者、情報セキュリティマネジメント試験に合格した者又はこれらと同等の知識及び技能を有する者であることが望ましい。
- (5) 組織として、事業が遂行可能な人員を確保するとともに、適切な管理体制を整えること。主担当者に対しては、遅滞なく作業が連携できる副担当者を配置すること。
- (6) 請負者は、プライバシーマーク付与認定や ISO/IEC27001 認証、JISQ27001 認証、またはこれらと同等の認証・認定を受けていることが望ましい。
- (7) 情報管理体制について、以下に記載する事項を遵守すること。
 - ① 請負者は、本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPA に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」、「情報取扱者名簿」及び「情報管理規則等の内規」を提出し、合意を得ること。

【確保すべき履行体制】

- 契約を履行する一環として契約相手方が収集、管理、作成等した一切の情報が、IPA が保護を要しないと確認するまで情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達または漏えいされないことを保証する。
- IPA が個別に承認した場合を除き、請負者以外の者（請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント、その他請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の請負者以外の者）に対して伝達または漏えいされないことを保証する。

情報管理体制図（例）



※情報管理体制図に記載すべき事項は、下記のとおり。

- 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- 情報管理規則等を有している場合で上記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能とする。

情報取扱者名簿 (例)

	(しめい) 氏名	住所	生年 月日	所属 部署	役職	パスポート 番号(※4)
情報管理責任者(※1)	A					
情報取扱管理者(※2)	B					
	C					
業務従事者(※3)	D					
	E					
再委託先	F					

※1 請負者として情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

※2 本業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、業務の進捗状況等管理を行うなど、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※3 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※4 日本国籍を有する者、及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

- ② 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示または漏えいしてはならないものとする。ただし、IPA の承認を受けた場合はこの限りでない。
 - ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面または情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め IPA へ届出を行い、同意を得なければならない。
 - ④ 本業務に従事する全ての者の経歴(氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績、実績、資格、専門知識や知見、母国語及び外国語能力、国籍等)がわかる資料を提出すること。また、資本関係、役員等の情報、事業の実施場所についても情報提供を行うこと。
※経歴を提出しない者の人件費は計上不可とする。
 - ⑤ IPA から提供した資料または IPA が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、IPA の指示に従うこと。業務日誌をはじめとする経理処理に関する資料については適宜保管すること。
- (8) 本事業従事者の追加や変更があった場合は速やかに新たな体制実施体制を示すこと。
- (9) 課題管理など、確認事項などを IPA と齟齬なく共有する体制とすること。

4.2. 本事業を進める上での留意点

- (1) IPA の承認した作業計画に基づいて事業が遂行するよう作業者に指示し、スケジュール管理を行うこと。
- (2) 作業を進めるにあたり、IPA との間で未決定事項や本仕様書に記載のない事項、作業を妨げる問題が発覚したとき、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときは、直ちに IPA に報告し協議・決定の上作業を進めること。
- (3) やむを得ない状況や調査の質の確保等のため、スケジュールの遅延や変更が予測される場合、対応策と共に速やかに IPA に報告し、協議の上対処すること。
- (4) 各協議の決定事項や打合せ内容については議事録や議事メモ等を作成し、IPA と共有すること。
- (5) 各作業の区切りの段階で IPA が要請し提出させるドキュメント類について管理を行い、これらには必要に応じて IPA に提出すること。

- (6) 調査結果などの中間提出物については、IPA と事前にスケジュール及び変更管理について合意した上で提出すること。
- (7) 各納入物件・中間提出物に記述する、各種名称（調査名、資料名、項目名等）を統一すること。各調査名と資料とのリンクなど、各納入物件・中間提出物が管理しやすいようなルールを作成し、実施すること。
- (8) 各納入物件については、あらかじめそれらの記述項目、記載内容、フォーマット及び記載水準に対して IPA の了解を得ること。また、必要に応じてサンプルを作成し IPA と合意すること。
- (9) 電子メール等で回収するファイルや各種資料等は、ウイルスチェック等を適切に行うこと。

5. 事業期間及びスケジュール

5.1. 事業期間

契約締結後 2021 年 2 月 25 日まで。

なお、調査結果等については随時 IPA に報告を行うものとし、詳細なスケジュールについては契約締結後別途協議の上決定するものとする。

5.2. スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ① 調査内容・項目検討 | 契約締結後～2020 年 11 月下旬 |
| ② ウェブアンケート実施 | 2020 年 12 月上旬～2021 年 1 月中旬 |
| ③ 納入期限 | 2021 年 2 月 25 日 |

6. 検収関連事項

6.1. 納入期限

納入期限は 2021 年 2 月 25 日(木)とする。

6.2. 納入場所

〒113-0021

東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号文京グリーンコートセンターオフィス 16 階
独立行政法人情報処理推進機構 社会基盤センター人材プラットフォーム部
スキルトランスフォーメーショングループ

6.3. 納入物件

次に納入物件の一覧を示す。納入物件の電子データを収めた記録媒体（CD-R 又は DVD-R）一式を 1 部提出する。なお検収用として紙媒体も各 2 部提出すること（No 6 アンケート調査先リスト、No 7 アンケート回答者リストを除く）。

NO	納入物件名	形式	備考
1	作業計画	要調整	(※1)
2	作業実施記録	Word及びPDF	
3	アンケート調査項目（調査票）	Excel及びPDF	
4	アンケート調査先リスト	Excel	(※2) (※3)
5	ウェブアンケート画面（デザイン）	要調整	(※1)
6	調査回答依頼時に使用する資料一式	要調整	(※1)
7	ローデータ	Excel及びcsv	(※2)
8	アンケート回答者リスト	Excel	(※2)
9	その他必要に応じて作成した資料	—	(※1)

(※1) 形式は資料作成時に IPA と取り決めること。

(※2) 個人情報保護法に抵触しないよう、適切な措置を行うこと。

(※3) 「No. 4 アンケート調査先リスト」については、「No. 8 アンケート回答者リスト」の情報を反映（Excel ファイルに回答状況、返送理由の列を追加）した上で納入すること。

6. 4. 検収条件

納入物件の内容に関しては、調査内容及び対象に関して本仕様書に示された条件、項目を充たしているかについて確認を行う。また、品質については「2. 背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。さらに次の項目について確認を行う。

- (1) 個々の納入物件・中間提出物は、整理され分かりやすい名称であること。
- (2) データ等については、最新の状態に整え納品すること。

7. その他

- (1) 他者の知的所有権への配慮を行うこと。
- (2) 各納入物件は、図表を用いた分かりやすい記述とすること。
- (3) 過去の「IT 人材白書」の参照先 <https://www.ipa.go.jp/jinzai/jigyuu/about.html>
- (4) 本調査の過程で得るローデータや会議資料等は、IPA の許可なく他に利用しないこと。
- (5) 請負者は個人情報の取り扱いに留意し、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。さらに、本調査の一部業務を再委託する場合、請負者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保し、IPA の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。
- (6) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、IPA の指示に基づき適切に対応すること。
- (7) 保護すべき情報はパスワードの設定など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に IPA から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、IPA に確認を取ること。
- (8) 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要があるが生じた場合、対応すること。
- (9) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、IPA と調整し、適切に対処すること。
- (10) 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、IPA が秘密情報であると指定するものを保管する際や IPA との間で秘密情報の受け渡しする際にクラウドサービスを利用する場合は「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」¹に記載されている情報セキュリティ対策を行うこと。

¹ <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/cloudsec2013fy.pdf>

IV. 入札資料作成要領

「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」

入札資料作成要領

独立行政法人 **情報処理推進機構**

目 次

第 1 章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

2.2 遵守確認事項

2.3 提案要求事項

2.4 添付資料

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

3.2 提案書様式

3.3 留意事項

本書は、「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」に係る入札資料の作成要領を取りまとめたものである。

第 1 章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料 及び入札者が提出すべき資料

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は入札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。入札者はこれを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、機構へ提出する。

[表 1 機構が入札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	本件「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」の仕様を記述（目的・内容等）。
② 入札資料作成要領	入札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要等を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	機構が入札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表 2 入札者が機構に提出する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札者が提案する、調査内容、調査方法。 ・実施体制、スケジュール。 ・調査・報告書作成者のスキル ・補足資料（入札者の関連する実績の詳細）等

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下表3に示す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～4	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
5	添付資料	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等

2.2 遵守確認事項

遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の遵守確認事項」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、以下表4を参照すること。

[表4 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	遵守確認事項の分類	機構
内容説明	遵守すべき事項の内容	機構
遵守確認	入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。	入札者

2.3 提案要求事項

提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、以下表 5 を参照すること。

[表 5 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	機構
提案要求事項	入札者に提案を要求する内容	機構
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要はない項目（任意）の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	機構
得点配分	基礎点及び各項目に対する最大加点	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当ページ番号を記載する。該当する提案書のページが存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。 尚、該当ページ番号は、要求事項に対して最も的確に言及しているページを 1 ないし 2 ページ程度記載することを基本とし、章全体を範囲指定するなど徒に多数ページを指定しないこと。そのような場合、採点者が該当箇所を特定できなかった場合は記載が無かったものとして扱うものとする。	入札者

2.4 添付資料

添付資料における各項目の説明を以下表 6 に示す。

[表 6 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	機構
資料内容	入札者が提案の詳細を説明するための資料	機構
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要はない項目（任意）の区分を設定している。	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	入札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項を表7に示す。提案書は、表7の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表7 提案書目次及び提案要求事項]

提案書目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	調査業務の実施方針等	業務内容、実施スケジュール及び事業の実現性等。また、以下の項目を記載すること。 ・アンケート調査の実施方法 ・有効回答数を確保するための方法 ・作業計画の実現性 なお、仕様書の実施方法の他に、より適切な方法など事業の効果・効率を高める工夫があれば提案すること。
2	組織の経験・能力	本事業実施の、体制、環境及び類似事業の実績、業務ノウハウの蓄積等の実施能力。
3	業務従事者の経験・能力	過去の経験、業務遂行上有効な知識の有無等。
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
5	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。例としては、実施担当者の専門知識、関連する資格や実施組織の類似事業の実績の詳細など。

3.2 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書は、電子媒体でも提出すること。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office365互換またはPDF形式のいずれかとする（これに拠りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

3.3 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて用語解説などを添付する。

- ② 提案に当たって、特定の製品やサービスを採用する場合は、当該製品やサービスを採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（説明資料、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX 番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑥ 提案書、その他の書類は、本件における総合評価落札方式（加算方式）の技術評価に使用する。
- ⑦ 提案書は契約書に添付し、その提案遂行が担保されるため、実現可能な内容を提案すること。
- ⑧ 提案内容の一部を外注する場合は、その作業内容を明記すること。

V. 評価項目一覧

「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」

評価項目一覧

独立行政法人 情報処理推進機構

[V-1. 遵守確認事項]

大項目	小項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
	0.1 納入物件	納入物件は、日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有 名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。	
	0.2 調査の範囲	Ⅲ. 仕様書「3. 事業内容」に記載している項目を一括して受託すること（部分に ついての提案は認めない）。	
	0.3 調査業務の実施方 針等	Ⅲ. 仕様書「3. 事業内容」に従い、調査を実施すること。	
	0.4 アンケート調査 数・有効回答件数・ 回収率	Ⅲ. 仕様書「3. 事業内容」に記載している各アンケートの調査依頼送付数及び有 効回答件数・回収率の要件を満たすこと。	
	0.5 業務従事者の経 験・能力	Ⅲ. 仕様書「4. 事業の実施体制」に記載している実施要員に関する要件を満たす こと。	
	0.6 調査対象企業群の 選定	調査対象企業群の選定に当たって、母集団を請負者にて用意できること。	
	0.7 スケジュール	作業計画を明確に定めた上で工程管理を行い、期限を守ること。	

[V-2. 提案要求事項一覧]

提案書の目次		提案要求事項	評価区分	得点配分			提案書頁番号
大項目	小項目			基礎点	加点	合計	
1 調査業務の実施方針等							
1.1	事業全般	・仕様書記載の事業内容について全て提案されているか。	必須	20	-	20	
1.2	調査依頼先	・IPA で提供する調査依頼先情報と提案者が用意する調査依頼先を突合し、重複がないようにした上で、仕様書 3.2.1 の調査依頼送付先数を用意できる提案となっているか。	必須	20	-	70	
		・調査依頼先について、仕様書 3.2.1 の調査対象に記載の適切な回答者の情報を所有し、適切な宛先を設定するなど、適切な回答が得られ、高い回答件数・回収率が期待できるための提案はあるか。	任意	-	30		
		・調査対象を効率的に確認・選定できるような方法の優れた工夫や提案はあるか。	任意	-	10		
		・調査依頼先の状況や環境を考慮し、情報セキュリティの観点も踏まえた上で、安全性、信頼性、効率性のある依頼方法の優れた工夫や提案はあるか。	任意	-	10		
1.3	調査の回収	・IT 企業、ユーザー企業へのアンケート調査において、仕様書 3.2.1 の有効回答件数・回収率を達成する提案となっているか。	必須	20	-	80	
		・IT 企業、ユーザー企業へのアンケート調査において、仕様書 3.2.1 の有効回答件数・回収率を効率的に達成、もしくは超えるための方策について、未回収先への督促方法も含めて具体的な工夫や提案はあるか。	任意	-	20		
		・デジタルビジネス推進責任者へのアンケート調査において、仕様書 3.2.1 の有効回答結果の件数を達成する提案となっているか。	必須	20	-		
		・デジタルビジネス推進責任者へのアンケート調査において、仕様書 3.2.1 の有効回答結果の件数を効率的に達成、もしくは超えるための方策について、未回収先への督促方法も含めて具体的な工夫や提案はあるか。	任意	-	20		
1.4	ウェブアンケート	・ウェブアンケートについて、仕様書 3.2.2 記載の環境や機能を実現でき、画面イメージの提示や機能設計の説明がある提案となっているか。	必須	10	-	65	
		・仕様書 3.2.1 に記載のウェブアンケート以外で実施する方法について、実施理由・メリットが示された提案はあるか。	任意	-	10		
		・仕様書 3.2.2(3)に記載の Excel によるアンケート調査票の回答及びその回答を回収する提案となっているか。	必須	5	-		
		・仕様書 3.2.2(3)に記載の Excel によるアンケート調査票の回答を回収するにあたって、回答者が提出しやすく、また効率的な工夫や提案はあるか。	任意	-	10		
		・ウェブアンケートの画面・機能設計に回答者が見やすく、回答しやすい優れた工夫やアイデアの提案はあるか。また、IPA 管理機能に望ましい機能や優れた工夫、アイデアの提案はあるか。	任意	-	10		
		・調査回答依頼の同封資料等に、調査対象企業の担当者が見やすく、回答しやすい、また、デジタルビジネス責任者の回答を高めるための創意工夫が示された提案はあるか。	任意	-	20		
1.5	調査票	・仕様書 3.2.2(6)に示す Excel によるアンケート調査票を作成する提案となっているか。	必須	5	-	15	
		・仕様書 3.2.2(6)に示す Excel によるアンケート調査票について、分かりやすく、効率的に扱える工夫やアイデアの提案はあるか。	任意	-	10		
1.6	調査実施中の対応	・アンケート調査開始日から締切日まで、毎日(土曜日曜祝日を除く)、最新の調査先の回答の有無の状況を、調査種類毎に IPA が確認できる提案となっているか。	必須	10	-	15	
		・アンケートに対する問合せについて、問い合わせ窓口を用意して対応する提案となっているか。	必須	5	-		

1.7 調査結果の確認	・回答結果であるローデータについて、分岐条件やエラー等を修正の上、速やかに提出する提案となっているか。	必須	10		20	
	・回答結果であるローデータに不具合がなく、また、中間提出の際には最新の情報が反映されるようする工夫や提案はあるか。	任意		10		
1.8 作業計画(スケジュール)	・仕様書に提示したスケジュールを踏まえ、手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性のあるスケジュールの提案となっているか。また、アンケート調査対象(IT企業、ユーザー企業)について、IPA側で調査対象を選定できる作業時間をスケジュールに予め組みこんだ提案となっているか。	必須	10	-	20	
	・各作業を効率的に実施するための工夫や提案はあるか。	任意	-	10		
2 組織の経験・能力						
2.1 組織としての調査実施能力	・組織として、事業が遂行可能な人員を確保するとともに、要員数、体制、役割分担が明確にされ、適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱担当者以外の者が、情報に接することがないか。	必須	15	-	30	
	・事業を円滑に行うための組織・人的ネットワークや情報源をもっているか。	任意	-	10		
	・請負者は、プライバシーマーク付与認定や ISO/IEC27001 認証、JISQ27001 認証、またはこれらと同等の認証・認定を受けているか	任意	-	5		
2.2 類似業務の経験	・過去に類似する事業を複数回経験しており、精通しているか。	任意	-	5	5	
2.3 事業実施にあたっての管理・バックアップ体制	・主担当者に対しては、遅滞なく作業が連携できる副担当者を配置されているか。	必須	5	-	10	
	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。	任意	-	5		
3 業務従事者の経験・能力						
3.1 事業内容に関する専門知識・適格性	・プロジェクトリーダー及び主担当者は、効果的な調査方法及びアンケート回収方法に関する十分な知識及びスキルがあるか。	必須	5	-	10	
	・プロジェクトリーダー又は主担当者は、情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士試験に合格した者、情報セキュリティマネジメント試験に合格した者又はこれらと同等の知識及び技能を有する者であるか。	任意	-	5		
3.2. 類似業務の経験	・プロジェクトリーダー及び主担当者は、ITに係る動向調査やIT人材に関する類似業務(調査等)の経験があるか。	必須	5	-	10	
	・調査票の形式チェックを行うため、アンケート調査業務に3年以上従事した経験を有する者を配置しているか。	必須	5	-		
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標						
4.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進	<p>・企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。(対象の場合は、認定通知書の写し等を添付すること。)</p> <p>①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)</p> <p>②次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <p>③青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定企業)</p>	任意	-	12	12	
			170	212	382	

[V-3. 添付資料]

提案書の目次		資料内容	提案の要否	提案書 頁番号
大項目	小項目			
5 添付資料				
5.1 実施体制 及び業務従事 者略歴	・ 入札者の概要の分かる資料	任意		
	・ 本調査履行のための体制図	必須		
	・ 各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等）	必須		
	・ 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱担当者名簿」を提示すること。	必須		
5.2 会社としての実績	・ 本調査の類似案件実績	任意		
	・ 本調査に有用な領域での資格、実績等	任意		
	・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定通知書等の写し	任意		
5.3 その他	・ その他提案内容を補足する説明、調査実施における前提条件等	任意		

VI. 評価手順書

「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」

評価手順書(加算方式)

独立行政法人情報処理推進機構

本書は、「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び加点方法を以下に示す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価項目の必須区分を全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※小数点第2位以下切捨て

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を382点、価格点の配分を191点とする。

技術点	382点
価格点	191点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

一次評価として、「V. 評価項目一覧」の各事項について、次の要件をすべて満たしているか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「2.2 二次評価」を行う。

- ① 「1. 遵守確認事項」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されていること。
- ② 「2. 提案要求事項」の「提案書頁番号」欄に、提案書の頁番号が記入されていること。
- ③ 「3. 添付資料」の提案が必須となっている資料の「提案書頁番号」欄に頁番号が記入されていること。

2.2 二次評価

上記「2.1 一次評価」で合格した提案書に対し、次の「第3章 評価項目の加点方法」に基づき技術評価を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。

評価に当たっては、複数の評価者で各項目を評価し、各評価者の評価結果（得点）の平均値（小数点第2位以下切捨て）をもって技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下の技術点と価格点を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により算定した技術点
- ② 「1.2 総合評価点の計算」で定めた計算式により算定した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目（提案要求事項）毎の得点については、評価区分に応じて、必須項目は基礎点、任意項目は加点として付与する。

なお、評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「V. 評価項目一覧」の「2. 評価項目一覧-提案要求事項-」を参照すること。

3.2 基礎点評価

提案内容が、必須項目を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。従って、一つでも必須項目を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を不合格とし、価格点の評価は行わない。

3.3 加点評価

任意項目について、提案内容に応じて下表の評価基準に基づき加点を付与する。

評価 ランク	評価基準	項目別得点				
		30	20	15	10	5
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	30	20	15	10	5
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	20	12	9	6	3
B	概ね妥当な内容である。	10	4	3	2	1
C	内容が不十分である、または該当する提案の記載がない。	0	0	0	0	0

ただし、「4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナ えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし ^(※1)	12
	えるぼし3段階目（全認定基準5つ 〇） ^(※2)	10
	えるぼし2段階目（認定基準3~4つ 〇） ^(※2)	8
	えるぼし1段階目（認定基準1~1つ 〇） ^(※2)	5
	行動計画 ^(※3)	2
次世代法に基づく認定（くるみ ん認定企業・プラチナくるみ ん認定企業）	プラチナくるみん	9
	くるみん（新基準） ^(※4)	7
	くるみん（旧基準） ^(※5)	5
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		9

※1 改正後女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

- ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定）
- ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定）

Ⅶ. その他関係資料

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の取り止め等)

第 10 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 12 条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 13 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。

- (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
- (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

(再度入札)

- 第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

- 第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

- 第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

- 第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(様式 1)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

社会基盤センター 人材プラットフォーム部 スキルトランスフォーメーショングループ 担当者殿

質 問 書

「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報 (特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様式 2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名
(又は代理人)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（企業編）」の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人(又は復代理人)

所在地

所属・役職名

氏名

使用印鑑



(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。